

平成24年3月22日（木曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	12 番	小 林 敏 美 君
13 番	衣 斐 弘 修 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	高 木 一 幸 君	健康福祉課長	中 村 繁 範 君
住 民 課 長	桐 山 浩 治 君	建設課長補佐	山 口 哲 司 君
産 業 課 長	栗 本 純 治 君	上下水道課長	中 島 健 司 君
会計管理者兼 会 計 課 長	三 浦 高 雄 君	消 防 主 任	吉 田 守 男 君
教 育 課 長	渡 辺 眞 悟 君	学 校 教 育 課 長	乾 豊 君
生涯学習課長	多 賀 清 隆 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	木 下 誠 司	書 記	青 木 隆 一
書 記	高 橋 怜 奈		

4 議事日程

日程第1 議第1号 垂井町暴力団排除条例の制定について
日程第2 議第2号 垂井町監査委員条例の一部改正について
日程第3 議第3号 垂井町印鑑登録に関する条例等の一部改正について
日程第4 議第4号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について
日程第5 議第5号 垂井町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第6 議第6号 垂井町ねたきり老人等介護者慰労金支給に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議第7号 垂井町障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議第8号 垂井町介護保険条例の一部改正について
- 日程第9 議第9号 垂井町町営住宅条例の一部改正について
- 日程第10 議第10号 垂井町都市計画審議会条例の一部改正について
- 日程第11 議第11号 垂井町下水道条例の一部改正について
- 日程第12 議第12号 岐阜市との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第13号 大垣市との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第14号 羽島市との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第15号 各務原市との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第16号 山県市との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第17号 瑞穂市との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第18号 本巣市との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第19号 海津市との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第20号 岐南町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第21号 笠松町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第22号 養老町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第23号 関ヶ原町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第24号 神戸町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第25号 輪之内町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について

- 議第26号 安八町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第27号 揖斐川町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第28号 大野町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第29号 池田町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第30号 北方町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 日程第13 議第31号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第14 議第32号 町道路線の認定について
- 日程第15 議第33号 平成24年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 日程第16 議第34号 平成24年度垂井町一般会計予算
- 議第35号 平成24年度垂井町国民健康保険特別会計予算
- 議第36号 平成24年度垂井町簡易水道特別会計予算
- 議第37号 平成24年度垂井町公共下水道事業特別会計予算
- 議第38号 平成24年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算
- 議第39号 平成24年度不破郡介護認定審査会特別会計予算
- 議第40号 平成24年度垂井町介護保険特別会計予算
- 議第41号 平成24年度不破郡障害者自立支援認定審査会特別会計予算
- 議第42号 平成24年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第43号 平成24年度垂井町水道事業会計予算
- 日程第17 議第49号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第18 選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 日程第19 幼保一元化に関する調査特別委員会調査中間報告の件

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時00分 開議

議長（広瀬文典君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、会議規則第99条の規定により、5番 藤埴理君、6番 富田栄次君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 議第1号 垂井町暴力団排除条例の制定について

議長（広瀬文典君） 日程第1、議第1号 垂井町暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第1号 垂井町暴力団排除条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議第2号 垂井町監査委員条例の一部改正について

議長（広瀬文典君） 日程第2、議第2号 垂井町監査委員条例の一部改正についてを議題といたします。

〔11番 丹羽豊次君退場〕

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

〔11番 丹羽豊次君入場着席〕

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第2号 垂井町監査委員条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第3号 垂井町印鑑登録に関する条例等の一部改正について

議長（広瀬文典君） 日程第3、議第3号 垂井町印鑑登録に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第3号 垂井町印鑑登録に関する条例等の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第4号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について

議長（広瀬文典君） 続いて日程第4、議第4号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第4号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第5号 垂井町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議長（広瀬文典君） 日程第5、議第5号 垂井町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第5号 垂井町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第6号 垂井町ねたきり老人等介護者慰労金支給に関する条例の一部改正について

議長（広瀬文典君） 日程第6、議第6号 垂井町ねたきり老人等介護者慰労金支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第6号 垂井町ねたきり老人等介護者慰労金支給に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第7号 垂井町障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部改正について

議長（広瀬文典君） 日程第7、議第7号 垂井町障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第7号 垂井町障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第8号 垂井町介護保険条例の一部改正について

議長（広瀬文典君） 日程第8、議第8号 垂井町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第8号 垂井町介護保険条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第9号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

議長（広瀬文典君） 日程第9、議第9号 垂井町町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第9号 垂井町町営住宅条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第10号 垂井町都市計画審議会条例の一部改正について

議長（広瀬文典君） 日程第10、議第10号 垂井町都市計画審議会条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第10号 垂井町都市計画審議会条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第11号 垂井町下水道条例の一部改正について

議長（広瀬文典君） 日程第11、議第11号 垂井町下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第11号 垂井町下水道条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第12号 岐阜市との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について

議第13号 大垣市との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について

議第14号 羽島市との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について

議第15号 各務原市との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について

議第16号 山県市との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について

- 議第17号 瑞穂市との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第18号 本巣市との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第19号 海津市との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第20号 岐南町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第21号 笠松町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第22号 養老町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第23号 関ヶ原町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第24号 神戸町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第25号 輪之内町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第26号 安八町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第27号 揖斐川町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第28号 大野町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第29号 池田町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第30号 北方町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について

議長（広瀬文典君） 日程第12、議第12号 岐阜市との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議についてから議第30号 北方町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議についてまでを一括議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより19案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより19案に対する討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

採決は一括して行います。

お諮りいたします。

議第12号から議第30号までの各案は、これをいずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各案はいずれも原案のとおり可決されました。

日程第13 議第31号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

議長（広瀬文典君） 日程第13、議第31号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第31号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議第32号 町道路線の認定について

議長（広瀬文典君） 日程第14、議第32号 町道路線の認定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） 町道路線の認定の中で、路線番号の3138号、表佐138号線でございますが、起点が国道相川橋から終点不破中橋までの、この道路の認定でございます。

この道路につきましては、今までいろんな形の中で認定がなされてこなかったわけですが、今回認定ということになったわけでございます。そのような中で、終点で、表佐あるいは合原からの不破中の生徒さんが登下校におよそ1日400人ほど通られるわけですね。今度の町道路線の調書を見ますと、幅員が4.5メートルから5メートルということで、路肩を入れますと7メートル近い道路になるわけです。

そこで学校教育課長にお尋ねするんですが、通学道路の安全性から、このような道路について協議があったかどうか、それをお尋ねしたいと思っております。

それと、建設課長にお尋ねするんですが、この調書の中で、長さが505.74メートルと書いてあるんですね。私ちょっとわからんのですが、500メートル74センチだと思うんです。こんな道路の延長でセンチまで出して正確性を保たないかんのか。私は506メートルとか505メートルでいいんじゃないかと思うんですが、その辺の見解等々。また、安全性を保つとなれば、先ほどに戻りますが、通学路の安全性を保つとなれば、第2水源地、この前できたところもまた多少支障が出てくるのではないかと思うわけですが、まだ設計段階になっておりませんので、そこまではお尋ねいたしません、その点よろしくお願いしたいと思います。

議長（広瀬文典君） 学校教育課長 乾豊君。

〔学校教育課長 乾豊君登壇〕

学校教育課長（乾 豊君） 丹羽議員の御質問にお答えをしたいと思います。

協議そのものはしておりませんが、先ほど議員も申されましたように、ここは不破中の生徒の通学路となっておりますので、安全な通学路を確保するという意味におきましても、今後におきましては十分な協議も進めながら進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 副町長 若山隆史君。

〔副町長 若山隆史君登壇〕

副町長（若山隆史君） 丹羽議員の御質問にお答えをさせていただきます。

認定調書の摘要に書いてございます、センチまで掲載するのがどうなのかというような御質問だと思いますけれども、それぞれの測点、位置間の実測でもって計測した数値でございます。過去もこのような形で掲載していると思っておりますけれども、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（広瀬文典君） 11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） 今、副町長が実測をもってセンチまでということを言われたんですが、やはり505メートルの道路で、終点、これから新しくつくる道路なんです。まだ設計中といいますが、測量は進んでおるかどうかわかりませんが、センチまでの必要は、今も副町長が言われますが、私は余り聞いたことがございません。ここでお尋ねするんですが、過去にそんな例は私はないと思うんですけど、もう一度お願いしたいと思います。実際まだこの道路については詳細な設計はできていないんでしょう。

議長（広瀬文典君） 建設課長補佐 山口哲司君。

〔建設課長補佐 山口哲司君登壇〕

建設課長補佐（山口哲司君） 丹羽議員の再質問についてお答えさせていただきます。

今現在でございますが、その路線に関しましては計画平面図、それから起工測量等は終わっておりますので、実測にてこのようなセンチまで出させていただいたわけでございます。よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第32号 町道路線の認定については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第15 議第33号 平成24年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについて

議長（広瀬文典君） 日程第15、議第33号 平成24年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

5番 藤埴理君。

〔5番 藤埴理君登壇〕

5番（藤埴理君） この件についてですけれども、下水道、平成23年度普及率46.9%というふうにお聞きをしております。やはり当然拡大認可をふやしていったら分母が上がってくれば、

当然のごとく普及率が落ちます。こうした普及率の向上のためにどのような対策を講じていくのか、上下水道課長並びに町長にお尋ねしたいと思いますので、より一層の御見解、また普及率向上についての御意見等を伺いたいと思います。

議長（広瀬文典君） 上下水道課長 中島健司君。

〔上下水道課長 中島健司君登壇〕

上下水道課長（中島健司君） 藤埴議員の質問にお答えをさせていただきます。

普及率、接続率のほうがなかなか上がってこない、そういった対策をどのようにしていくのかという御質問だと思いますが、繰入金につきましては、浄化センターの維持管理費並びに償還金に対します汚水処理費に充てさせていただいております。原則使用料のみでやっていくのが本来でございますけれども、御存じのとおり初期投資が多大にかかっていることと、長期にわたる工事ということで、なかなか使用料のみでは賄っていけないということで、一般会計からの繰り入れをお願いしております。

そういったことを踏まえまして、現在工事区域の見直し、縮小等を図りながら、今年度負担、起債等の負担が大きくなるような、平準化を図りながら行っておるところでございます。

見直しにつきましても、22年度に拡大認可の認可をとらせていただいた折には、将来人口の見直し、処理場の規模の見直し等一緒に行いながら、今後の計画を進めさせていただきたいと考えております。

また、工事にかかります前には地元説明会を行っております。その折には、環境の保全、水環境の保全、住環境の改善といったようなことの趣旨を十分に説明をさせていただいて、接続に協力をお願いしております。現在もまた、工事担当者により区域の方々を一軒一軒回りながら、接続の御理解をいただき、接続率の向上を図っていきたいと考えておりますし、広報等におきましても、融資あっせん等の周知を行いながら、今後も有収水量の向上とか接続率のアップを図っていきたいと思っておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第33号 平成24年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについては、これを原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

- 日程第16 議第34号 平成24年度垂井町一般会計予算
議第35号 平成24年度垂井町国民健康保険特別会計予算
議第36号 平成24年度垂井町簡易水道特別会計予算
議第37号 平成24年度垂井町公共下水道事業特別会計予算
議第38号 平成24年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算
議第39号 平成24年度不破郡介護認定審査会特別会計予算
議第40号 平成24年度垂井町介護保険特別会計予算
議第41号 平成24年度不破郡障害者自立支援認定審査会特別会計予算
議第42号 平成24年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
議第43号 平成24年度垂井町水道事業会計予算

議長（広瀬文典君） 日程第16、議第34号 平成24年度垂井町一般会計予算から議第43号 平成24年度垂井町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

〔6番 富田栄次君退場〕

これら10案については予算審査特別委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長 衣斐弘修君。

〔予算審査特別委員長 衣斐弘修君登壇〕

予算審査特別委員長（衣斐弘修君） ただいま一括議題となりました議第34号 平成24年度垂井町一般会計予算から議第43号 平成24年度垂井町水道事業会計予算までの10議案について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、今定例会第1日の会議において設置され、議案の付託がなされた後、3月6日から9日までと3月21日のあわせて5日間にわたり委員会を開催し、執行部担当所管から説明を聴取するなどして、慎重に審査をいたしました。

そして、採決の結果、本委員会に付託されました10議案について、賛成多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（広瀬文典君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより10案に対する討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

採決は一括して起立により行います。

10案に対する委員長報告はいずれも可決すべきものとなっております。

議第34号から議第43号までの平成24年度各会計予算は、これをいずれも委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

総員起立であります。よって、各案はいずれも委員長報告のとおり可決されました。

〔6番 富田栄次君入場着席〕

日程第17 議第49号 人権擁護委員の推薦について

議長（広瀬文典君） 日程第17、議第49号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

朗読を省略し提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第49号 人権擁護委員の推薦について提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員の中川正規氏の任期が6月30日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

8番 木村千秋君。

〔8番 木村千秋君登壇〕

8番（木村千秋君） 御質問をさせていただきたいと思っております。

ちょっと参考までにお聞きしたいという程度でよろしいんですけども、この人権擁護委員というのは人権擁護委員法ということに基づいてされておるかと思っておりますけれども、この人権擁護委員法第12条と第13条を、少しこの場でお読み上げさせていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（広瀬文典君） 読み上げするだけでよろしいですか。

8番（木村千秋君） 教えていただきたいと思います。質問ですので。

議長（広瀬文典君） しばらく休憩をいたします。

午前9時33分 休憩

午前9時35分 再開

議長（広瀬文典君） これより再開いたします。先ほどの質疑に対する答弁を求めます。

健康福祉課長 中村繁範君。

〔健康福祉課長 中村繁範君登壇〕

健康福祉課長（中村繁範君） 木村議員の人権擁護委員法の第12条、それと第13条を読み上げさせていただきます。

人権擁護委員法第12条、第1項でございますが、人権擁護委員は、その使命を自覚し、常に人格識見の向上とその職務を行う上に必要な法律上の知識及び技術の修得に努め、積極的態度をもってその職務を遂行しなければならない。

2項といたしまして、人権擁護委員は、その職務を執行するに当たっては、関係者の身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分、門地または政治的意見もしくは政治的所属関係によって、差別的または優先的な取り扱いをしてはならない。これが12条であります。

13条につきましては、人権擁護委員は、その職務上の地位またはその職務の執行を政党または政治的目的のために利用してはならない。

2項、人権擁護委員は、その職務を公正に行うのにふさわしくない事業を営み、またはそのような事業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員となつてはならないと規定されております。以上でございます。

議長（広瀬文典君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第49号 人権擁護委員の推薦については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第18 選挙管理委員及び同補充員の選挙

議長（広瀬文典君） 日程第18、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法で行いたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

まず、選挙管理委員には、垂井町宮代2736番地の2、田中寛嗣君、垂井町2158番地の20、堀崎恵三君、垂井町表佐1874番地、伊東史郎君、垂井町府中2389番地、小藪鉄男君、以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました諸君が選挙管理委員の当選人と決定いたしました。

次に、選挙管理委員補充員には、垂井町1786番地の1、竹中宗弘君、垂井町大石241番地、藤井恒典君、垂井町綾戸112番地、廣瀬忠義君、垂井町栗原1565番地、川瀬清夫君、以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました諸君が選挙管理委員補充員の当選人と決定いたしました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。

補充の順序については、ただいま議長が指名いたしました順序とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、補充の順序はただいま議長が指名いたしました順序に決定いたしました。

日程第19 幼保一元化に関する調査特別委員会調査中間報告の件

議長（広瀬文典君） 日程第19、幼保一元化に関する調査特別委員会調査中間報告の件を議題といたします。

お諮りいたします。

幼保一元化に関する調査特別委員会の調査中間報告を求めることといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、幼保一元化に関する調査特別委員会の調査中間報告を求めることに決定しました。

幼保一元化に関する調査特別委員長 栗田利朗君。

〔幼保一元化に関する調査特別委員長 栗田利朗君登壇〕

幼保一元化に関する調査特別委員長（栗田利朗君） ただいま議題となりました幼保一元化に関する調査特別委員会における調査の中間報告を申し上げます。

本委員会は昨年9月22日に開催されました平成23年第4回定例会において設置され、幼保一元化に関する諸問題の調査が付託されております。これまで6回の特別委員会を開催し、また先進地の視察調査なども行ってまいりました。その中で、特に平成23年12月7日付で執行部が示された垂井町幼保一元化等推進計画案（第2次）について、集中的に調査をしましたので、これについて中間報告をいたします。

本町では次世代育成支援行動計画が策定され、その中で、施策目標である幼児教育の充実を図るための事業として幼保一元化の推進が掲げられています。垂井町幼保一元化等推進計画案（第2次）、以後「計画案」といいますが、この計画案は、この事業の具体的な推進計画を定めるものです。今後の次世代育成支援のあり方については、国においても議論が進められているところではありますが、幼保一元化について、本委員会は本町の現行の保育園及び幼稚園のあり方を見直す中で推進する必要があるという共通認識のもと、計画案のうち、特に「4 幼保一元化の整備方針・施設構想」及び「5 幼保一元化計画の推進に当たって」について調査しました。

その結果、次の点について計画案に対する意見を述べるものであります。

(1)施設配置について。

地区の統合によるこども園の公立4園化については、小学校区のあり方、地域性の尊重など幼保一元化の推進とは異なる観点からも議論する必要があると考える。地域住民の声を踏まえ、改めて慎重に検討されたい。

(2)施設整備について。

計画案における施設の整備スケジュールは平成34年度までの10年間とされている。この間において、一方では、耐震性に不安があり、老朽化が進む既存の施設の安全性をいかに確保するのかという重大な問題が生ずることとなる。財政的に極めて厳しい環境の中ではあるが、その具体的方策について検討されたい。

(3)住民説明について。

計画案は、移行期の対応も含め、本町の保育園及び幼稚園の現行制度を平成25年度から大きく変更するものであるにもかかわらず、住民からのヒアリングや説明はいまだになされていない状況である。施設の整備スケジュールを踏まえ、平成24年度の早い時期から住民への丁寧な説明を行われたい。その際、住民の子育て施策に対するニーズを的確に把握されることを要望する。

以上をもって、当委員会の調査中間報告といたします。

議長（広瀬文典君） これをもって幼保一元化に関する調査特別委員会の調査中間報告を終わります。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成24年第1回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前9時49分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 広 瀬 文 典

会議録署名議員 藤 埴 理

会議録署名議員 富 田 栄 次